

茨城県地方就職学生支援事業における日立市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 日立市は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学・大学院を卒業・修了した学生の日立市内への移住を伴う県内就職を支援するため、茨城県と共同して行う茨城県地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学・大学院を卒業・修了して、日立市に移住した者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することについて、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）及び日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 当該地方就職支援金の交付については、県実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(支援対象経費)

第2条 地方就職支援金の交付の対象となる経費は、勤務地が茨城県内に所在する企業への就職活動のために要した交通費（ただし、公共交通機関を利用した場合に限る。以下「交通費」という。）及び日立市内への移住に要した移転費（以下「移転費」という。）とする。

(交付金額)

第3条 交付金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交通費は、前条に規定する就職活動のために要した経費（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は4,260円のうちいずれか低い金額とする。
- (2) 移転費は、前条に規定する日立市内への移住に要した経費で、最低限の実費であることを証明できる場合は、その実費の金額とし、証明できない場合は実費の金額又は66,000円のいずれか低い金額とする。

(交付回数)

第4条 交通費、移転費それぞれ一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第5条 申請時において、次の各号に掲げる要件の全てを満たす申請者を対象とする。

- (1) 移住等に関し、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 移住元に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 大学・大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学・大学院の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学・大学院を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。
 - (イ) 大学・大学院の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

イ 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 日立市に移住していること。ただし、交通費については、茨城県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(ウ) 日立市に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に内定企業に就職し、日立市に移住する意思を有していること。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(オ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(カ) その他茨城県知事又は日立市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関し、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 就職先に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が茨城県内に所在する企業等に、前号で定める移住等に関する要件を満たす大学・大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が1年以内であること。

(イ) 勤務地が茨城県内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(カ) 就職者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就職条件等に関し、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就職であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。

(イ) 日立市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、日立市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(3) 申請時において、本市の市税に未納がないこと。

（交付の申請）

第6条 地方就職支援金の申請者は、申請書（様式第1号）、内定・採用証明書（様式第2号）、就職活動や日立市への移住に係る経費の領収書又はそれに類する書類、地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し等、及び写真付き身分証明書等の本人確認書類の写しに加

え、前条の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適當と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

- 2 前項に基づき交付を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。
- 3 審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 規則第6条の2に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略する。

(交付の請求)

第9条 規則第8条に規定する補助金等交付請求書の提出は省略する。

- 2 前項の規定に基づき、請求書の提出を省略した場合における請求日は、補助金確定通知書(補助金確定通知書を省略したときは、補助金等交付決定通知書)の日付とする。

(支援金の交付)

第10条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第11条 茨城県及び日立市は、茨城県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、茨城県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 市長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び日立市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請であることや居住や就職の実態がないこと等が明らかとなった場合
- イ (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合
- ウ (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に日立市に転入しなかった場合
(ただし、申請時に既に日立市に住民票がある場合を除く)
- エ 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職先を辞した場合
(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業等に就職する場合を除く)
- オ 日立市への転入日から3年未満で日立市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で日立市から転出した場合。

(2) 半額の返還

日立市への転入日から3年以上5年以内に日立市から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に日立市から転出した場合。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、茨城県と日立市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月15日から施行する。